

40歳～74歳の西都市国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入の皆さまへ 4月1日より「特定健診」及び「後期高齢者健診」がスタートします 大切な血管を守るために、健診を受診しましょう

注意点) 4月1日から5月31日までは、保険証で特定健診または健康診査の受診ができます。

また、対象者の方には、5月下旬に受診券発送予定です。発送後は、保険証による受診はできませんのでご注意ください。

- ①受診券の注意事項
などの確認を行う。 → ②健診は申し込みが必要
個別健診→各病（医）院へ
集団健診→市健康管理課へ（43-0378） → ③健診当日は受診券等を忘れ
ずに持っていく。前日夜9
時以降の食事は控える。 → ④健診後は生活習慣の
アドバイスを受ける。

- 健診項目：身体計測、血圧測定、血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血等）尿検査 ※心電図検査は国保のみ、血清アルブミン検査は後期のみ。
- 料 金：国保特定健診及び後期高齢者健診のどちらも無料です（年度内1回）。

鶴田病院	42-3711	富田医院	43-0178
大塚病院	43-0016	水田内科医院	43-1115
三財病院	44-5221	佐藤クリニック	43-5309
西都児湯医療センター	42-1113	児玉内科クリニック	43-1777
上山医院	43-1129	宇和田胃腸内科	42-0111
上野医院	44-5100	すぎお医院	41-1177
黒木胃腸科医院	43-1304	東米良診療所	46-2335

【健診日程】平成28年4月～平成29年2月28日

◀個別健診実施予定機関▶ ※各医療機関に直接ご予約ください。

健診日	場 所	受付時間	備 考
6月15日(水)	保健センター	8:00 ～9:30	【検診セット】 ・肝炎 ・胃がん ・大腸がん
7月9日(土)	保健センター		
9月4日(日)	保健センター		
10月5日(水)	三納地区館		
10月18日(火)	都於郡地区館		
10月26日(水)	コミュニティセンター		
11月9日(水)	三財地区館		
11月15日(火)	市役所穂北支所		
1月25日(水)	コミュニティセンター		

【注意事項】

40～74歳の国保の方…

特定健診は、個別健診・集団健診・西都市国保が実施する簡易人間ドック（平成28年4月2日から平成29年4月1日に30、35、40、45、50、55、60、65歳のお誕生日を迎える方）の中で、年1回限りしか受診できません。

◀集団健診▶※健康管理課(43-0378)にお申し込みください。

受診券番号、氏名、住所、生年月日、日中連絡のとれる電話番号をお知らせください。

(文書取扱：健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378)

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ

はり・きゅう・マッサージ等施術料助成の申請・更新についてお知らせです

後期高齢者医療制度に加入されている方で、健康増進のために、はり・きゅう・マッサージの施術所に通われる場合には、施術料の助成を受けることができます。

○助成金額…1回につき1,000円以内

○助成回数の限度…1日につき1回・年24回まで

助成を受ける際には、各施術所にて「はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証」の提示が必要です。受療証の必要な方は、下記のとおり申請をお願いします。申請は代理の方でも可能です。

申請日時 … 平成28年4月以降、随時受け付けます。
申請場所 … 市役所2階・健康管理課 高齢者医療係
持参するもの…助成を受けられる方の保険証と印鑑（認め印）
代理の場合は、その方の身分を証明できるもの

【現在、受療証をお持ちの方】

受療証の有効期限は平成28年3月31日となっていますので、更新を希望される方も上記のとおり手続きをしてください。期限を過ぎた受療証は使用できませんので返却をお願いします。

【右】「はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証」（表）※クリーム色

平成28年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合 はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証	
有効期限	
交付番号	
被保険者番号	
受療者	氏名
	生年月日
保険者 名称印	宮崎県後期高齢者医療広域連合
交付年月日	

(文書取扱・問合せ先：健康管理課 高齢者医療係 43-0378)

農家の皆様へ（産地パワーアップ事業が創設されました）

国は、TPPの大筋合意を踏まえ、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、水田・畑作・野菜・果樹等の栽培に係る農業機械のリース導入やハウスの導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援する「産地パワーアップ事業」を打ち出しました。

本事業は平成28年4月から実施する事業であり、1月に国の実施要綱等は示されましたが、実施方針等の詳細につきましては、承認機関である宮崎県再生協議会から3月中に示される予定です。

3月1日現在で本協議会が把握している本事業のうち生産支援事業の概要につきまして、下記のとおりお知らせします。ご不明な点やご要望等がありましたら西都市農業再生協議会までご連絡下さい。

なお、宮崎県再生協議会から実施方針等が示されましたら改めてお知らせいたします。

補助内容	補助率	採択要件
(1) 農業機械の導入 ※リース可能な機械 (定価50万円以上のものに限り)	(1) 導入機械の本体価格の1/2以内 (リース手数料を除く)	※(1)～(5)のすべての要件を満たすこと (1) 成果目標の基準（①～④のいずれかを選択する） ①生産コスト 10%以上削減 ②販売額 10%以上向上 ③契約栽培 10%以上増加かつ全体の50%以上 ④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
(2) 生産資材の導入 ※パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等に限る	(2) 1/2以内 ※ハウス建設については施工費を除く資材費のみ	(2) 収益性向上の取組の実施 (3) 取組が産地パワーアップ計画の目的の実現に必要なものであり、経営が安定的に継続することが見込まれること (4) 面積要件（産地単位） 稲(10ha) かんしょ(10ha) 茶(5ha) 果樹(3ha) 露地野菜(5ha) 施設野菜(3ha) 露地花き(3ha) 施設かき(2ha)
(3) 果樹の改植 ※実施面積が1箇所当たり地続きで概ね2a以上であること	(3) 果樹の改植 1/2以内(10a当)及び未収益期間の栽培管理費22万円	(5) 取組者の要件 5戸以上の農業者の参加、または取組面積が1ha以上

○ 参照：農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/g_biki/p_group/aim/kekka/pdf/27_501.pdf)

◎ ご相談窓口：西都市農業再生協議会（農政課 農業活性化係） 43-1566

（文書取扱：農政課）

ご存知ですか 障害者差別解消法

『障害者差別解消法』とは、行政機関や会社・お店などの民間事業者において、障がいを理由とした差別を禁止するための法律です。

- 何が禁止されるの？ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。
- いつから始まるの？ 平成28年4月1日からです。

「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由もなく、障がいがあるということを理由にサービスの提供を拒否したり、制限したりすることなどです。

※これは行政機関も民間業者も禁止されています。

例) 車いすだからお店に入れない

→ 障がいのない人と違う扱いを受けているので「不当な差別的取扱い」と考えられます。

※ただし、他に方法がない場合は、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮の不提供」とは？

障がいのある方から社会的障壁を取り除くための何らかの配慮を求める意志の表明があったのに、必要な合理的な配慮を行わないこと。
(負担になり過ぎる場合は、行わなくてよいこともあります)。

※これは行政機関は法的義務を負い、民間業者は努力義務とされています。

例) 窓口などで、聴覚障害者が筆談や手話などの対応を求めているのに、これに応えないなど。

詳しくは、内閣府ホームページで「障害者差別解消法」と検索してください。

【問合せ先：福祉事務所 障害福祉係 43-1206】

(文書取扱：福祉事務所)

固定資産税の縦覧・閲覧のお知らせ

平成28年度「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧と、「固定資産課税台帳」の閲覧を下記のとおり市役所税務課で行います。申請者は本人と確認できるもの（免許証等）または納税通知書、印鑑をご持参ください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が自己の土地や家屋と、同等の他の土地や家屋の評価とを比較するための制度です。

- 期 間： 4月1日（金）～5月2日（月）
（土・日曜日、祝日は除きます）
- 時 間： 午前8時30分～午後5時15分
（昼休み時間を除きます）
- 縦覧できる方：
 - ・納税義務者
 - ・納税管理人
 - ・相続人（相続人代表者以外の方は相続人と確認できる書類が必要）
 - ・納税者の代理人（委任状等が必要）
 - ・借地借家人（賃貸借契約書等が必要）等
- 手 数 料： 無料

■固定資産課税台帳（名寄せ）の閲覧・交付

納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された内容を確認する制度です。

- 期 間： 4月1日（金）から年間を通して出来ます。
（土・日曜日、祝日及び年末年始は除きます）
- 時 間： 午前8時30分～午後5時15分
（昼休み時間を除きます）
- 閲覧できる方：
 - ・納税義務者
 - ・納税管理人
 - ・相続人（相続人代表者以外の方は相続人と確認できる書類が必要）
 - ・納税者の代理人（委任状等が必要）
- 手 数 料： 1件300円（※左記の縦覧期間は無料）

（文書取扱：税務課 資産税係 43-1197）

森林環境税の課税期間を5年間延長いたします

県では、森林環境の保全に関する施策の財源とするため平成18年4月から森林環境税を導入していますが、第2期の課税期間が平成27年度までとなっていましたので、今回、課税期間を平成32年度まで5年間延長することとしました。税額はこれまで同様、個人が年額500円、法人が均等割額の5%相当額としております。

これまで税を活用して、「県民の理解と参画」「公益的機能の重視」「資源の循環利用」の3つの柱により、森林づくりに関する各種施策に取り組んできましたが、第3期では、この3つの柱に「森林を守り育む次代の人づくり」を新たな柱に加え、乳幼児から大人まで全ての世代を通じた森林環境教育や木育を推進していきます。宮崎の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、県民の皆様の御理解をお願いいたします。

【問合せ先】宮崎県環境森林課みやぎきの森林づくり推進室 連絡先：0985-26-7153

（文書取扱：農地林政課）

農業用廃プラスチックの通常収集日(4～6月)について

【収集日】

平成28年4月から6月までの農業用廃プラスチック収集日は、下の表のとおりです。7月以降の収集については、6月頃にお知らせします。

	童子丸集積所		三財集積所	
	ビニール	ポリ	ビニール	ポリ
4月	6日	20日	13日	27日
5月		18日	11日	25日
6月	1日	15日	8日	22日

★持ち込む際には「農業用使用済プラスチック排出者カード」を必ず持参し、提示をお願いします。

お手元に無い場合は、再発行申請の手続きをしてください。

【持込時間】

午前9時～午後4時

ただし、12時～1時は休憩のため受入を中断します。

【直接搬入】

上記の収集日以外に持ち込みを希望する場合または、お急ぎの場合は「農業用使用済プラスチック排出者カード」を持参し、以下の事業者へ直接持ち込んでください。

事業者名 … 宮崎県産業廃棄物再生事業協同組合

所在地 … 宮崎市大字島之内2932番地

電話番号 … 0985-39-2261

受入時間 … 月曜～金曜(祝祭日を除く)午前9時～午後4時

★連休・年末年始は変更になる可能性があるため、事前に確認してから持ち込んでください。

【処理費と分別】

ビニール・ポリの1kgあたり処理費と分別は、以下のとおりです。

	ビニール	ポリ
処理費	3円/kg	15円/kg
分別	塩化ビニール	ポリフィルム、シルバーポリ、クリンテート、PO系フィルム、プチプチ、暖房用ダクト、谷シート、止水シート、柔らかい育苗ポット、サイレージラップ(ネット状のものは不可)、肥料袋(麻袋の様に編んでいるものは不可)、灌水チューブ(固い部分は取り除いてください)、柔らかい液肥容器(農薬容器は不可)

★処理費は、排出の前後にトラックスケールで計量した後に『現金』または『農業用使用済プラスチック排出者カード(デポジット)』でお支払いください。

★ビニールとポリの持込日は、左の表のとおり第1～2週を廃ビニール、第3～4週を廃ポリの収集日に設定していますので、上記を参考に分別してから持ち込んでください。

★上記に分別できないものは、特別収集日を設けて収集しますので、絶対に持ち込まずに各自で保管してください。

★ビニールは、長さ1m・幅50cm・重さ20kg程度、ポリは10kg程度に、耳ひもやダンバンドを使用して結束してください。また、サイドの耳ひもは抜いておき、作物屑や針金などの異物が無いように注意してください。

★液肥容器は中をきれいに洗浄し、キャップ・容器口等の固い部分を取り除いてから持ち込んでください。

(文書取扱：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会 [事務局：西都市農政課 園芸特産係 32-1003])

ストップ！ 不法投棄・違法焼却

不法な投棄や、有害なガスや煤塵^{ばいじん}（すす）が発生する焼却（野焼き）は禁止されており、環境汚染や周辺住民の健康にも影響を及ぼします。罰則規定も強化され、不法投棄あるいは野焼きをした場合、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」等の重い罰則が定められています。

農業用廃プラスチックの適正な処理については、今後ともご協力とご理解をいただきますよう、よろしく申し上げます。

農業用廃プラスチックデポジットの有効期限について

農業用廃プラスチックのデポジット制度は、農協または一部の販売店においてビニール等の農業用プラスチック製品を購入する際に、事前に処理費を上乗せして徴収している制度です。

農家の皆様におかれましては、このデポジット制度によりビニール等の適切な処理を行っていただいているところですが、中にはデポジットを全く使われずに残ったままになっている方も見受けられます。

なお、このデポジット制度は10年間利用が無い場合は失効することになっています。

つきましては、以下の項目に該当される方、ご不明な点等がある方は事務局までご連絡ください。

- ①使用済ビニール等を知人等に譲渡された方
- ②以前農業をしていたが、離農された方
- ③経営主が変更になった方（例：死亡、後継者に経営委譲など）

（文書取扱：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会
[事務局：西都市農政課 園芸特産係 32-1003]）

家電リサイクル法 対象品目の 処理方法について

家電リサイクル法対象品目

- エアコン（室外機も含む）
- テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ等）
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

これらの対象品目は、以下の方法で廃棄することになります。

- ①買替えや購入した小売業者（家電販売業者）にリサイクル料金を支払い引き渡す（小売店によってはリサイクル料金とは別に収集・運搬料や保管料等の手数料を求められることもあります）。
- ②西都市の粗大ごみ置場に搬入する。
※郵便局にてリサイクル券を入手の上、直接個人搬入してください。
その際、別途手数料をお支払いいただくこととなります。
- ③指定引取所へ直接個人搬入する。
※郵便局にてリサイクル券を入手の上、直接個人搬入してください。
指定引取所については、「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典 平成25年4月改訂版」の最終ページをご覧くださいか、生活環境課までお問合せください。

なお、ご自分で運搬することができない方は、許可業者（有料）を紹介させていただきますので、下記連絡先までご連絡ください。

今後とも家電リサイクル法対象品目の適正処理にご協力いただきますようお願いいたします。

（文書取扱：生活環境課 43-3485）

年度末・年度初めの窓口開庁のご案内

3月下旬から4月上旬の転入・転出・転居の方を対象に「市民課」「福祉事務所」「健康管理課」「建築住宅課」「教育政策課」にて、窓口を開庁します。

【実施日時】

○3月30日（水）～4月1日（金） 17:15～19:00

○4月 2日（土） 8:30～17:00

【開庁する窓口と取扱業務】 ※転入・転出に係る手続きに限ります。

1. 市民課 市民窓口係（43-3623）

- ・転入、転出、転居などの受付
- ・証明書（住民票関係・戸籍関係）の発行
（広域交付住民票は除く）

2. 市民課 年金係（43-1221）

- ・転入、転出、転居に関連する届出

3. 健康管理課 国保係（43-0378）

- ・資格取得、喪失手続
- ・保険証等の交付、回収

4. 福祉事務所 児童福祉係（43-0376）

- ・転入、転出に係る子ども医療、児童手当異動手続

5. 建築住宅課 住宅係（43-0379）

- ・転入、転出に係る市営住宅入居退去受付、証明発行

6. 教育政策課 学校教育係（43-3438）

- ・転入、転出、転居に伴う小中学校の就学事務

（文書取扱：市民課）

移住者向け市営住宅の提供について

本市では、地域活性化を図るための人口増対策として、市外からの移住者を積極的に受け入れたいと考えています。そのため、市営住宅の空家を移住者の方の一時的な住まいとして提供できるようにしました。

原則1年間という短い期間での提供ではありますが、これから西都市で生活していこうとお考えの方は、生活の基盤づくりの住まいとして利用されてはいかがでしょうか。

1. 提供できる住宅
稚児ヶ池団地：5戸
南方団地：2戸
山田団地：2戸

※3・4・5階の部屋になります。

2. 提供できる期間

受付は平成28年4月1日から平成29年3月31日の間で、申し込みから1年間の入居が可能です。また、特別の事情がある場合は1年間の延長が可能です。

3. 家賃

通常の市営住宅入居と同様に、収入に応じた家賃になります。

4. 敷金

家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

※その他いくつかの条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

問合せ：建築住宅課住宅係 43-0379

（文書取扱：建築住宅課）

2016 西都花まつり

春の西都原古墳群では、2,000本の桜と30万本の菜の花によるピンクと黄色の色鮮やかなコントラストが楽しめます。

また、3月下旬から4月上旬は、満開の桜と菜の花を背景に『西都花まつり』が開催され、ライトアップによる夜桜や宝探しなどの楽しいイベントが盛りだくさんです。

<西都花まつりの概要>

1. 期間：3月下旬～4月上旬
(詳細はお問合せください)
2. 時間：10時～22時(日曜～木曜は21時まで)
3. 場所：特別史跡公園西都原古墳群
4. ステージイベント：4月2日(土)、3日(日)

※広報さいと3月号において、3月26日・27日との記載がありましたが、変更となりましたのでご注意ください。

その他イベント：夜桜のライトアップ、地場産品販売、「西都菜の花レディ」による桜の苗木(ソメイヨシノ)の無料配布、宝探しなど

5. 出店：約70店舗
6. 駐車場：約1,000台(無料)
○問合せ先：西都花まつり実行委員会 43-2111
西都市観光協会 41-1557

<西都原の花の見頃>

1. 菜の花：3月15日頃～4月10日頃まで
2. 桜：3月下旬～4月上旬
3. ミツバツツジ：4月10日頃～

※天候に左右されるため、あくまでも目安です。開花状況は西都市観光協会(41-1557)までお問合せください。

(文書取扱：商工観光課)

『さいとsutekiマルシェ』の開催について

清水台総合公園にて、『さいとsutekiマルシェ』を開催します。

今回のマルシェは、ハンドメイド雑貨屋さん・アロマのワークショップ・マッサージ・食の販売など、「～ハンドメイドと食と美のコラボイベント～」となります。

遊具のある広大な公園で、西都POP-Mエイサーによる演舞も披露されますので、家族そろって楽しめるイベントです。

多くの皆様のご来場をお待ちしております。

【会場】 清水台総合公園

【日時】 3月27日(日) ※雨天中止
マルシェ販売時間：10時から15時まで

【お問合せ】 さいとsutekiマルシェ実行委員会
TEL:090-8419-4713 担当：靱木

(文書取扱：商工観光課)

「おっぱい学級」を開催します

「母乳だけで足りているのかな」

「おっぱいだけでこどもの体重が増えているのか心配」

「間隔が空かない」「よく吐く」

「卒乳はいつ頃どうやってするの？」

など、お悩みや不安・相談したいことはありませんか。

助産師による「個別での相談と乳房のケア」を通して、これから先、安心して母乳育児を続けていけるように、またお母さん同士の情報交換やリフレッシュの場として参加してみませんか♪

【日 程】 4月6日（水） 13時～16時

【場 所】 西都市保健センター

【内 容】 助産師による個別相談・乳房ケア（1組20分程度）・計測

【対 象】 西都市在住の産後から卒乳期のお子さんとお母さん

【人 数】 6組程度

【持ってくるもの】 母子手帳・フェイスタオル2枚

【申込み】

※予約制です。予約時間は申し込み後にお知らせします。

※参加希望の方は、4月1日（金）までに健康管理課（43-1146）までお申し込みください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

平成28年度 宮崎県ふるさと就職説明会

県では、人材を求める県内企業とUIターン就職希望者、新規学校卒業予定者の出会いの場として、宮崎労働局との共催により、県外3会場で「宮崎県ふるさと就職説明会」を開催します。

県外にご家族がいらっしゃる方は、ぜひこの機会をご利用ください。

【開催日・会場】

●東京会場 4月 3日（日） 東京交通会館（千代田区有楽町）

●福岡会場 4月10日（日） 天神ビル（福岡市中央区）

●大阪会場 4月16日（土） 大阪駅前第3ビル（大阪市北区梅田）

【開催時間】 13時～16時（受付12時～） ※全会場共通

【対象者】

①UIターン就職希望の一般求職者

②平成29年3月大学等卒業予定者

※②については、企業概要の説明のみとなります。

【参加企業】

県内に事業所等を有し、県内で就業する人材を募集する企業

（参加企業は県庁ホームページをご覧ください。3月中旬頃公開予定）

【参加手続】

参加無料。事前手続等は不要です。

【内 容】

企業との個別面談会

各種相談コーナー（人材バンクコーナー、ハローワークコーナーほか）

【問合せ先】 宮崎県地域雇用対策室 0985-26-7105

（文書取扱：商工観光課）

司法書士による 消費生活無料相談をご利用ください

本市では、司法書士による無料の消費生活相談を行っています。
借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

- 日時：4月 5日（火） 13時～16時
5月10日（火） 13時～16時
※相談時間はお一人約30分です。

○場所：西都市役所南庁舎1階

○申込先：生活環境課市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしておりません。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○定例行政相談所

日時：4月14日（木） 10時～12時

場所：西都市役所南庁舎1階

○お問合せ

生活環境課市民生活係 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

西都市役所で、老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談ができます。

- 【相談日】 4月21日（木） ※次回は5月19日（木）です
【時間】 午前10時から12時、午後1時から3時です。
【場所】 西都市役所 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付開始
（例：4/21の相談日の場合は、3/21から受付開始）
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

【問合せ先】市民課年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

●●●子ども読書の日のイベントを行います●●●

【日時】 4月23日(土) 10時～12時まで

『子ども読書の日』・・・読書活動についての関心や理解を深め、積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められています。
子どもたちがいろいろな本に出会えるきっかけとして、今年も催しを行います!!

★映写会やペープサート(紙人形劇)を予定しています。館内にはダンボールで作ったよろいかぶとの展示。ワークショップでは新聞紙で作るかぶとや「昔の遊び作って遊んでみよう!ビュンビュンゴマ」など、楽しいイベント盛りだくさんです!

【一般図書新刊のご案内】

- ◎父親(オトン)が子どもとがっつき遊ぶ時期はそう何年もない (布施 太郎)
- ◎「囲炉裏暖炉」のある家づくり (大内 正伸/絵と文)
- ◎日本懐かしボードゲーム大全 (辰巳出版)
- ◎家庭でできるおいしい柑橘づくり12か月 (三輪 正幸)
- ◎電車の中の迷惑なヤカラ図鑑 (大崎 メグミ/イラスト)
- ◎かわいい子どものおべんとう (阪下 千恵/監修)

☆展示コーナーのご案内

- 2016年本屋大賞ノミネート作品
全国の書店員さん本人が読んで選ばれたものです。
一度読んでみませんか?
- 入園・入学・新生活の準備本
何かとお忙しいこの季節にお役立てください。
新刊本に限らず季節・行事に応じて職員によるオススメの本の展示を行っています。是非、図書館にお越しください。

☆朗読CD・クラシックCDのご案内

カウンター近くに藤沢周平さんの本などの朗読CDや、ベートーヴェンなどクラシックCDがあり、貸出できます。ご利用ください。

☆住所の変更はありませんか?

利用者カードの登録内容(名前・住所・連絡先)などで、変更になった方はカウンターまでお知らせください。
また、利用者カードは西都市在住・在勤・在学の方のみ有効です。条件に合わなくなった場合、不用になった場合には図書館にお返しください。

【児童図書新刊のご案内】

☆は絵本です

- ☆イモリくんヤモリくん (松尾 たつひで)
- ☆かあちゃんえほんよんで (かさい まり)
- ☆あしたがすき (指田 和)
- ◎サムライ最強図鑑 (永岡書店)
- ◎おしごとのおはなし消防士 ひみつのとっくん (佐川 芳枝)
- ◎大人になるまでに読みたい15歳の短歌・俳句・川柳1 (ゆまに書房)

(文書取扱：社会教育課図書館係 TEL:43-0584 FAX:41-1113)